

## 論文の内容の要旨

論文題目 国際制度の形成と国境を越えた企業間協力

—TRIPs 協定形成過程における日米欧企業と政府

氏名 西村もも子

本研究は、民間企業が、国際制度の形成にどのように関与しているのかを解明することを目的としている。近年、企業が国境を越えた協力を通して国際制度の形成に関与する例が増大している。これらの制度は、企業だけで作り出されるものから、非政府主体（NGO）や国家などの様々な主体と共に形成されるものまで様々であり、形成される国際制度には、私的利害の追求を目的とするものにとどまらず、公共財の供給を目指すものも存在する。だが共通しているのは、従来は国家などの公的機関が担ってきた制度化に、民間企業が積極的に関与するようになっていることである。そして、最終的に成立する国際制度は、たとえ法的拘束力をもたずとも各国政府に法改正や行政上の対応を迫るものとなっている。本研究は、このような近年の「私」（企業・市場）と「公」（国家）の相互関係を、企業間の国境を越えた協力を通した国際制度の形成という観点から分析するものである。

企業同士が互いを規律するルールや制度を自主的に形成することは、古くから行われてきた。近年の新たな形態として注目されるのは、この企業間のルール形成が、国家間制度の形成を目的として行われる場合である。ここには、企業が政府に直接働きかけるという従来的な方法ではなく、企業が他国企業と協力して国家間の制度内容を政府より先

に決めようとする新たな政治過程が見られる。本研究は、この新たな政治過程を解明するため、GATT のウルグアイ・ラウンドを通して締結された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定）」の形成過程を、事例として取り上げている。

企業が、国家間制度の形成を政府に任せのではなく、国境を越えた民間協力によって制度内容を決定づけようとする事例はまだ少数にとどまるものの、金融、環境、医薬品、電気通信など、いずれも国家間関係への影響が大きい分野で生じている。だが、その事例の多くは、国際制度の形成が企業間のルール形成の延長として位置づけられ、企業の行動のどこまでが国家間制度の形成を目指すものなのかが明確ではない。これに対して、本研究が事例として取り上げる TRIPs 協定の形成過程では、米国、日本、欧州の企業団体がウルグアイ・ラウンドの知的財産権交渉の開催に合わせて民間三極会議を結成し、国際協定案を作り上げ、政府間交渉のモデルとするよう公表するという過程が見られた。ここで示される企業間協力は、国家間制度の形成を目的として行われたことが明らかであり、さらにその協力結果が条文集の形で示されたという点で、国際制度の形成を目的とする企業間協力が端的に示しており、この事例の検証によって、国境を越えた企業間協力を通した国際制度の形成を一般的に説明できる分析枠組みを構築できると考えられる。

国際政治学において、国際制度に対する企業の影響力の重要性は度々指摘されてきたが、その理論化はあまり進んでいない。国際制度論は、国際制度の形成主体を国家に限定することで理論的発展を得てきた。近年の企業の参加の拡大を受けて、私的レジーム論のように企業間の協力行動に着目した研究が増えているが、その研究の大半は企業間関係の解明に重点が置かれ、政府による国際制度の形成過程がどのように変化しているのかという点の分析は手薄になっている。だが、企業が従来的な方法ではなく、政府の頭越しに国際制度の形成を行う事例が増えているのであれば、新たな分析枠組みが必要である。本研究はこの分析枠組みを構築することで、私的レジーム論の理論的な発展を試みている。この新たな政治過程に関する問いは、次の二つである。

- (1) 新たな国際制度の形成に政府が積極的であるにもかかわらず、企業が、他国企業との協力によって、その制度の内容決定に関与しようとするのはいかなる場合か。
- (2) (1)の企業間協力は、どのような場合に国際制度の形成に影響を与えるのか。

これらの問い合わせを検討するにあたって、本研究は、近年の国際制度の形成過程における国家間の対立の多くは、国際制度を形成すべきかどうかという点ではなく、どのような国際

基準を設定すべきかという点に集中していることに注目した。そして、企業の国際制度の形成への関与の多くが、この国際基準の形成過程で生じている。一般的に、企業が制度の形成を求めるのは、他の企業との経済活動における不確実性をなくすためと考えられ、その経済活動が国境を越えて行われる場合には、企業は自国の国内規制のみならず他の国々の国内規制の変更を求めることがある。だが政府は、自国の国内規制の変更には消極的である場合が多く、特に近年は知識や技術の専門化や複雑化によって、いかなる国際制度を形成することが自国にとって望ましいかを判断することが、ますます難しくなっている。この中で、企業が国際制度の形成に向けて他国企業との協力という方法をとるかどうかは、国際保護基準を設定するために必要となる自国の国内規制の変更を、企業と政府のそれぞれがどのように捉えているかという点が重要になると考えられる。

以上の考察から、上記の論点について、本研究は次の二つの仮説を提示した。

仮説(1) 国際制度の形成に政府が積極的になっているにもかかわらず、企業が他国企業と協力して国際制度の形成を目指すのは、企業が必要と考える自国の国内規制の変更に自国政府が反対している場合である。

仮説(2) 企業間の協力が国際制度の形成に影響を与えるのは、次の二つの場合である。  
(i) 国家間に対立が生じていた論点について、企業間に合意が成立し、その合意点に基づく相手国との合意の成立に政府が新たな利益を見出した場合  
(ii) 国家間に合意が成立していた論点について、企業間に対立が生じ、その対立を受けて、政府が相手国との間に新たな利益の対立を見出した場合

TRIPs 協定は、知的財産権の保護強化による競争力の回復を図った米国が成立させたとするのが、一般的な解釈である。近年、TRIPs 協定の形成過程を国際政治学の観点から改めて検証する動きが生じており、その多くは米国企業の影響力を重視しているが、その影響力が TRIPs 協定の制度内容にどのように結びついたのかという点は、明らかにされていない。また、先行研究は、米国企業の影響力の拡大という側面のみを重視しているため、検証対象は米国の企業及び政府にとどまり、日本や欧州の企業や政府が、企業間協力及び GATT 交渉に際してどのような行動を示したのかという点は、ほとんど研究されていない。これに対して本研究は、米国のみならず日米欧それぞれの企業と政府の動きを分析している。

事例分析は、TRIPs 協定の形成過程を、1970 年代後半以降に国際通商の分野で知的財産権問題が取り上げられた過程、1980 年代前半に知的財産権問題を GATT 交渉の議題とするこ

とが決定された過程、1980年代後半に始まった企業間協力の過程、そして同じく1980年代後半に始まったTRIPs政府間交渉の過程という四つに分けて行っている。

まず、知的財産権が国際通商問題となった過程として、欧米政府を中心に展開された東京ラウンドにおける不正商品の流通阻止の試み、米国政府が国際競争力の低下を目指して進めた知的財産権の保護強化の動き、そして日米欧それぞれの先端技術に関する知的財産権制度の整備の動きを追っている。いずれの場合にも、国内企業の働きかけを受けた先進国政府が、自国や他国の知的財産権制度の変更を求めるという従来型の政治過程が展開され、日米欧の企業と政府の方針に違いはなかったことが示されている。次に、米国のコンピュータ企業や製薬企業の要請を受けた米国政府が、GATTでの知的財産権全体に関する国際制度の形成に乗り出す過程を分析している。その上で、これらの米国企業は知的財産権委員会(IPC)という企業団体を設立し、日欧企業との協力による協定案の作成を目指した。なぜこれらの米国企業は、米国政府の積極的な動きにもかかわらず他国企業との協力を目指したのかという点が検討されている。次に、1986年に始まった、米国IPC、欧州産業連盟(UNICE)、日本経団連の三極の企業団体による民間三極会議の過程が検証される。ここでは、日欧の企業団体が米国企業との協力に参加したのはなぜか、そして企業間の意見調整はどのようにして行われたのかという点を、自国の知的財産権制度の変更に対する企業と政府の方針の違いという観点から分析している。

以上の事例分析から、国際制度の形成に際して企業が他国企業との協力を目指すのは、その企業が必要と考える自国の国内規制の変更に自国政府が反対している場合であることを明らかにし、本研究が示す仮説(1)が整合することを示している。ただし、実際の企業間の議論では、企業が関心を示す論点の全てが争点となるわけではない。本研究は、企業間で争いとなったのは日米欧の国内規制に変更が加えられる可能性がある問題に限られ、その中で企業間の議論が新たな保護基準の設定につながるのは、企業が自国の国内規制だけでなく相手国の国内規制の変更を求め、その変更を相手国企業が認めた場合であることを示している。

最後に、TRIPs政府間交渉について、国境を越えた企業間の協力結果が、日米欧の政府間の対立や合意の成立にどのような影響を与えたのかという点を分析している。当初は大きく対立していた日米欧政府の見解が歩み寄りを見せたのはTRIPs交渉の前半であり、その大枠の合意がその後のTRIPs協定の内容を決定づけることになった。国家間の対立によってGATT知的財産権交渉が停滞する中で、民間三極会議の参加企業は日米欧政府に対してど

のように働きかけたのか、またその中で、企業間の協定案は政府にどのように評価されたのかという点を検証している。そして、民間協定案は政府間交渉における合意可能性と自国への利益の双方を充たす内容となっていたことが、フォーカル・ポイントとして作用する要因となったことを示している。ただし、仮説(2)に示す全ての場合において、民間協定案の内容が国際制度に反映されるわけではなく、企業間の協力結果を政府が評価する際に重要となるのは、企業間の協力活動を通して示された自国の国内規制の変更の可能性を、その国の政府が受け入れるかどうかという点であることを示している。